第16巻第1号<通巻80号> 平成18年（2006年）1月31日発行

ISSN 0917-821X

緑の地球

80

Vol.16 - 1

財団法人
国際緑化推進センター

京都議定書発効後初の締約国会合、将来に向けた大きな分岐点に

気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）・京都議定書第1回会合（COP／MOP1）が、'05年11月28日～12月9日、カナダのモントリオールで開かれた。議定書発効後最初の締約国会合となった今回の会議は、以下のような重要な意義をもち、将来に向けて実り多いものとなった。つまり、「①京都議定書にスタートボタンを押し」（▼議定書の運用ルールを確立▼遵守に関する手続きと措置を確立▼各種委員会の設置▼CDMの更なる推進・改善に向けた具体的方策の合意）、「②将来の行動（'12年以降の枠組み）に関する対話のドアを開き」（▼途上国等を含むすべての国の参加による長期的協力に関する対話の開始について合意▼先進国のさらなる約束に関する検討の開始と手順の合意▼議定書見直しの準備手続きの合意）、「③適応への取り組みを進めた」（▼適応に関する5ヵ年作業計画の策定）――といえる。（本誌3～4頁に詳細記事）

第39回ITTO理事会、ITTA改定交渉の最終合意に努力要請

国際熱帯木材機関（ITTO）の第39回理事会が11月7日～12日、横浜で開催され、熱帯木材生産国と消費国計40ヵ国・1地域の政府代表のほか国際機関、NGO等が参加した。

今回の理事会の主な議題は、①ワシントン条約の附属書掲載の提案、②1994年熱帯木材協定（ITTA'94）の改定交渉、③「ITTO目標2000」、④ITTO2ヵ年業務計画、⑤ITTOフェローシッププログラム、⑥プロジェクト等承認。

このなかで②については、過去3回にわたって行われたITTA'94改定交渉について報告され、'07年の新たな協定発効に向け'06年1月の第4回交渉が最後の機会となることから、最終合意への努力が要請された。

④については、'06―'07の2ヵ年事業計画として、違法伐採対策強化のための「合法性／木材の履歴追跡システムの検討、違法伐採の影響調査、森林法の強化等への取り組み」を含む諸提案が出された。

⑥では12件の新規プロジェクト承認、14件についての拠出を決議した。

次回会合は、'06年5月、メキシコで開催される。

林野庁の18年度国際林業協力予算案、5％減の3億9300万円

林野庁の平成18年度予算案（一般会計）は、4145億1900万円で対前年度比97・2％となった。京都議定書の目標達成に向け吸収源対策の一層の強化が求められていることから、前年度同様、森林整備の諸事業に重点を置く。

林野庁予算案のうち、国際林業協力関連は3億9300万円で対前年度比95・1％、うち政府開発援助（ODA）は3億8000万円（同94・5％）。これに農林水産省大臣官房国際部計上の国連食糧農業機関（FAO）、国際熱帯木材機関（ITTO）への拠出金を含めると、計5億9000万円（98・1％）、うちODAは5億7800万円（同97・7％）。

国際林業協力のODA新規事業は2件。一つは「難民キャンプ周辺荒廃森林等保全・復旧プログラム策定事業」。アフリカなどの難民キャンプでは、特殊環境のもとで森林管理体制は崩壊し、大量の人口流入で燃料材の集中的伐採が行われ、周辺の森林や樹林地の荒廃化を引き起こしている。同事業では、こうした荒廃森林の早期復旧と持続的な森林利用を図るため、難民キャンプ周辺の森林荒廃状況の把握、復旧技術指針の作成、実証モデル林の造成、住民ワークショップの開催、保全・復旧プログラムの作成を行う。実施主体は、（社）海外林業コンサルタンツ協会。5年間事業で、18年度予算案額は5100万円。

もう一つは「津波等自然災害防備のための森林施業・管理推進事業」。'04年12月に起きたインド洋津波では各地に多大な被害がもたらされたが、そのなかで海岸林など森林が一定の被害軽減に貢献したことが実証されている。同事業では、インド洋津波被災地域、洪水などの被害が頻発している国際河川流域などを対象として、森林の劣化・減少による影響予測などリスク評価の手法開発、海岸林等の施業・管理技術の確立、連携した森林管理体制のモデル構築などを行う。実施主体は、（社）日本森林技術協会。5年間事業で、18年度予算案額は1億2100万円。

AFP第5回会合が開催、運営委員会の新設で組織強化へ

アジア森林パートナーシップ（AFP）第5回実施促進会合が11月13～15日、横浜で開催され、23ヵ国政府、国際機関、NGOらが参加した。

今回の会合は、AFPがいわゆる草創期から真に対等なパートナーシップの段階へと移行する画期的なものとなった。「AFPの強化のための組織事項と意思決定の仕組みに関する発表」が採択され、組織運営についてこれまでの日本、インドネシア等の主導から、今後は新設の運営委員会が任を果たすことになった。

会合ではまた、インドネシアの違法伐採の現状、シベリアの環境破壊的な伐採と違法木材貿易など、参加各国からさまざまな事例が報告され、活発な意見交換が行われた。

（本誌5～6頁に詳細記事）

欧州・北アジアにおける森林法の施行と統治　閣僚会合

主に旧ソ連・東欧地域諸国（ここでの「欧州・北アジア」）における違法伐採問題に対処するため、標記会合が11月22～25日、ロシアのサンクトペテルブルクにおいて世界銀行とロシア連邦政府共催で開かれた。42ヵ国・1地域の政府代表、国際機関、木材関係団体、NGO等が参加した。

この会合で、ロシア政府は国内の深刻な違法伐採の実態を認め、森林法改正や法執行体制の強化、また積極的な国際協力など対策強化が必要と述べた。

閣僚宣言案に関する政府間協議と並行して民間部門の会合も開かれ、発表や意見交換が行われた。また合同の会合で、違法伐採問題を含むテーマ別討論も行われた。これらの場で、北欧の大手企業が積極的に議論をリードするなど存在感を示した。

最終日には、次のような内容を含む閣僚宣言が採択された。

▼旧ソ連・東欧諸国などはハイレベルの政治的関与で森林法施行・統治を確立すること。

▼国際的には、自発的な流通管理や森林認証制度などの手法を通じ、製品の合法性に関しての意識向上を図り、合法的に伐採された木材の市場取引の促進につなげること。

●80号――目次●

国際緑化ニュース ……1
COP11及び京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）の概要 ……3
アジア森林パートナーシップ（AFP）第5回実施促進会合の概要 ……5
トピックス ……7
NGO紹介＜環境修復保全機構＞ ……8
Green Earth 講座 ＜FAO・2005年版世界森林白書の概要(その3)＞ ……9
ワールドレポート ＜ソロモン諸島＞ ……11
センターの活動／基金へのご協力／その他の情報 ……13
「吸収源CDM国際フォーラム開催」のご案内 ……14

表紙写真：カンボジア北西部の浸水林の上空写真。メコン川の氾濫原（トンレサップ湖周辺）は雨季後半には水深7～8mにもなる。
＜写真提供／吉田憲悟＞

◆気候変動枠組条約第11回締約国会議及び京都議定書第1回締約国会合の報告

京都議定書履行の基盤が確定した歴史的な会合

林野庁研究・保全課 森林吸収源情報管理官 赤木利行

1. 会議全体の概要

気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（COP／MOP1）が2005年11月28日から12月9日にわたり、モントリオール（カナダ）において開催された。条約締約国181ヵ国の代表と国際機関、NGO等オブザーバーも含めて約9400名が参加し、これまでにない参加国・参加者数の会議となった。わが国からは、小池百合子環境大臣を筆頭に関係省庁からおよそ70名が出席した。

今回の会議は、'05年2月に京都議定書が発効して初めての議定書締約国会合も併せた開催となった。そのため、議長国であるカナダが三つの「I」、すなわちImplementation(実施)、Improvement(改善)及びInnovation(創造)をキーワードとして位置づけ、京都議定書の「実施」と「改善」、さらに将来枠組みに向けた「創造」のための建設的な議論を各国に促し、会議全体をリードしたことが印象に残った。

森林分野に関しては、最後の積み残し案件となっていた「不履行の基準」や、次期枠組みに向けた課題としての「伐採木材製品」、「途上国における森林減少に由来する排出の削減問題」等について議論を行った。

2. 会議の主な成果

(1) マラケシュ合意の採択

'01年、モロッコのマラケシュにおいて開催されたCOP7で京都議定書の運用ルール（マラケシュ合意）を定めたが、今回の京都議定書第1回締約国会合でそのマラケシュ合意を含む21件の決定草案が正式に採択された。その中には、森林等の吸収源に関する算定ルールやクリーン開発メカニズム（CDM）植林等の京都メカニズムに関するルールなども含まれている。

(2) 議定書遵守に関する手続きの確立

京都議定書の中で先進各国に課せられている削減約束が守られなかった場合（不遵守）の措置（排出超過分の1・3倍の次期約束期間の割当量からの差引、排出量取引による移転の禁止等）については、一部途上国から実効性を担保する観点から議定書の中で位置づけるべきとの提案がなされていたが、最終的に加盟国間の合意（決定）という形でまとまった。今回、不遵守の措置が議定書の中に記載されなかったことで、国際法上の法的拘束力は持たない形となったが、決定に基づいてペナルティーが課される点では大きな違いはない。

(3) 各種委員会の設置

遵守委員会が設立され、わが国から慶応大学教授の浜中裕徳氏が促進部の常任委員として選出された。また、京都メカニズムの一つである共同実施（JI）に関する6条監督委員会が設立され、日本エネルギー経済研究所の工藤拓毅氏が委員代理に選ばれた。

(4) 将来の行動にかかる三つのプロセスの開始

将来枠組みの検討に関しては、京都議定書3条9で、附属書I国の次期約束については、第一約束期間の7年前（'05年末）までに議定書締約国会議において開始する旨定められており、先進国の次期削減約束については議定書上そのスケジュールが組み込まれた形となっている。また、議定書9条では、議定書締約国会議は議定書を定期的に検討することとされており、その検討は第2回議定書締約国会議に始まるとされている。

一方、わが国を含む多くの先進国は、現在、議定書に参加していない米国や豪州、それに削減約束のない開発途上国を含む全ての国が参加できる枠組みを構築すべく対話を開始することを強く主張した。しかし、途上国、米国等と意見の一致が見られず一時膠着状態となったが、会議最終日の早朝まで協議し、最終的に京都議定書の枠組みにとらわれず、将来交渉を予断しない形で対話を開始することが決定した。

このようにそれぞれの加盟国の考え方を考慮し、当面三つの対話プロセス（①議定書3条9に基づく検討、②9条に基づく検討、③全ての国の参加による議定書にとらわれない対話）を同時並行で進めていくことで決着したが、これをどのように方向付けていくかは今後の大きな課題といえる。

3. 森林分野に関する議論

マラケシュ合意等で積み残しとなっていた案件や実施上の課題、将来枠組みに向けた課題に関する以下の議題について議論が行われた。

(1) 吸収源に関する情報提出不履行の基準

吸収源分野の目録情報の品質が著しく劣る場合に、議定書上の目標達成への吸収量の算定を差し止めるための判断基準について検討した。協議の過程で日本提案（排出分野も含めた各国の報告値全体に対する影響を審査し、閾値（しきいち）の高さは排出源分野と同等とすべき）と、EU提案（吸収源分野のみで審査し、排出源分野よりも高い閾値を設けるべき）のどちらを採用するかで議論が分かれ膠着状態となったが、最終的に、双方の利点を取り入れた調整案（吸収源分野の中のみで審査するが、閾値を排出源同等の高さとするため、一定の係数を乗ずる）が事務局から提案され合意に至った。本調整案については、排出分野の基準と同程度のレベルになったものと評価できる。

(2) 伐採木材製品の取扱い

各国から提出された伐採木材製品（HWP）に関するデータ及び意見に基づき議論が行われた。会合においては、実質的な議論を開始するのは時期尚早であるとの意見が各国から表明されるとともに、現在、ガイドラインの見直し作業を進めている気候変動に関する政府間パネル（IPCC）に対して、見直し内容につき具体的な要請を行うかなどについて議論が行われた。議論の結果、今後とも技術的な観点で検討を継続していくことで合意が諮られた。

(3) 途上国における森林減少に由来する排出の削減

パプアニューギニア（PNG）・コスタリカの提案により、途上国における森林伐採由来の排出量削減活動を評価する仕組みについて議論を行った。途上国からは、このような活動に対するインセンティブも含めてできるだけ早急に検討を進め、結論を得ることを求める意見が相次いだ。一方先進国側からは、議論の開始については意義はないものの技術的な議論を慎重に行うべきとの意見が述べられ、意見が分かれた。最終的に、次回の補助機関会合（SBSTA）で議論を始め、2年後に結果を報告することで決着した。

(4) 吸収源に関する共通報告様式の修正

COP9でLULUCF－GPG（土地利用、土地利用変化及び林業－良好手法指針）の採択に伴い改訂された条約対応の共通様式（CRF）について、'05年の試用結果を踏まえた各国の意見を基に様式の修正に関する検討が行われた。主に利便性や誤解防止の観点から表の様式等について技術的な議論が行われ、修正案が合意された。

4. まとめ

今回の会議は、まず最初に、京都議定書の第一回締約国会合としてマラケシュ合意の決定草案等を全て採択し、議定書を着実に履行していくための基盤が確定したことが一つの大きな成果であったといえる。さらに、第一約束期間以降の枠組みに関しても、各国の意見や思惑の隔たりは大きいものの、途上国、先進国、そして非議定書締約国間の対話の枠組みがひとまず出来上がったことも大きく評価できる点であろう。

また、森林吸収源対策に関しては、今次会合で算定・報告・検証の枠組みが全て固まったことになり、後はそれに則って各国が報告体制の整備を着実に進めていくだけである。さらに、吸収源に関する将来枠組みの議論はすでに非公式な場で始まりつつあるが、今回の会議で議論された伐採木材製品の扱いやPNG提案などもまさに将来を見据えた重要テーマであり、今後の全体の対話プロセスも視野に入れながら、わが国としても戦略的に対応していかなければならない。

●アジア森林パートナーシップ（AFP）第5回実施促進会合の報告

真の対等パートナーシップに向け、組織・意志決定事項で合意

林野庁海外林業協力室 課長補佐　宮薗 浩樹

アジア森林パートナーシップ（AFP）第5回実施促進会合が、わが国政府、インドネシア政府、国際林業研究センター（CIFOR）及びザ・ネイチャー・コンサーバンシー（TNC）との共催で、2005年11月13日から15日の3日間、横浜において開催された。今次会合には、AFPパートナーを中心とする23ヵ国の政府、7国際機関、内外の多数のNGO・研究機関・産業界等から、合計約130名の参加があった。わが国政府からは、前田林野庁長官、西村外務省地球環境問題担当大使をはじめ、林野庁、外務省、環境省から出席した。

1. 会合の主な成果

会合は二部構成で実施され、第一部では「パートナー・フォーラム」として主にAFPの組織事項等に関するAFPの組織事項等に関する検討、第二部では「一般フォーラム」としてAFPパートナーに加え、AFPの活動に関心のある組織・個人など幅広い参加による意見交換・情報交換等が行われた。

（1）パートナー・フォーラム

AFPは'02年の発足以来、CIFORが情報共有のための事務局機能を担い、その活動が行われてきたが、'04年12月に東京で開催されたAFP4において、今後AFPの活動を一層促進していくために、事務局を含むAFPの組織のあり方及び意志決定の仕組みについて臨時作業部会でさらなる検討を行っていくことが合意された。これを受け、'05年9月、ボゴール（インドネシア）で主要パートナーの参加による臨時作業部会が開催された。

今回のAFP5ではその検討結果をもとに議論が行われ、以下の内容を含む「AFP強化のための組織事項と意思決定の仕組みに関する発表」が採択された。

①AFP会合について

●パートナーの主催により最低年1回の会合を開催

●上記会合は、作業計画の実施・見直し・採択及びAFP事務局の運営等について決定する役割を果たす「パートナー・フォーラム」と、AFPの活動促進のため全ての関心ある者が自由に参加する「一般フォーラム」の二部で構成

②運営委員会について

AFPの設立・発展に関して、これまで日本政府、インドネシア政府、CIFOR、TNCが主導してきた役割を、今後は各パートナーの代表と事務局のコーディネーターで構成される運営委員会が継承する。なお、今次会合中に第1回運営委員会が開催され、日本政府とインドネシア政府が共同議長に選任された。

③AFP事務局について

CIFORが引き続き以下の役割を担うAFP事務局を受け持ち、各パートナーは任意ベースで事務局を技術的・資金的に支援する。

●AFPへの参加手続き

●パートナー間の活動の相乗効果を促進するための情報共有

●パートナーからのAFPの活動に対する提案の促進

●潜在的ドナーがワークプラン提案を検討する際の必要に応じた支援

●AFPの活動に関するパートナーからの提案についての整合性の確保

●AFP会合等の実施に関する支援

●AFP会合関連文書の準備

●AFPの中心課題に関連した他の取組との協働の促進

●パートナーの行っているAFP関連活動の報告書の整備等

（2）一般フォーラム

2日目に行われた一般フォーラムにおいては、各パートナーを中心にAFPの主要課題に関連する取組が多数報告され、参加者間で活発な意見交換が行われた。主な報告内容は以下のとおりである。

①合法性と木材の履歴システムに関する必須基準の開発

●合法性の基準として、英国とインドネシア間で合意した7原則14基準49指標をベースに、森林経営と木材加工の合法性を判定する連関表を構築

●同連関表の半島マレーシア等現地への適用及び既存の認証システム（FSC、MTCC等）への適用

●今後に向けて、地域での定義の調整と共通の基準・指標の作成等の段階的発展を提唱

②森林の所有形態・利用権及び関連契約の動向

●森林の利用権が持続可能な森林経営を阻害しているかは不明確

●多くの利用者・管理者は依然として役割、責任及び権利に関して曖昧な状況

●アジア地域において権利が委譲された森林の面積は限定的

③カリマンタンにおけるパートナーシップ

●主要な利害関係グループ間の対話促進

●天然資源の衡平な配分を確保する政策とメカニズムの促進

●地域住民の生活向上に資する森林関連経済活動を含む持続可能な森林経営の展開促進

④国際熱帯木材機関（ITTO）と森林法の施行と統治（FLEG）

●第31回理事会決議に基づき、11ヵ国（ボリビア、ブラジル、中国、コンゴ共和国、インドネシア、日、マレーシア、PNG、タイ、英、米）で輸出・輸入量の乖離調査を実施し、第37回理事会での分析報告にて、計測単位の錯誤・相違（換算係数）、税関分類の錯誤、違法行為を指摘

●違法伐採と違法貿易に関する事例調査：ペルー、ホンデュラス、マレーシアにて実施中。ブラジル、エクアドルは準備中

●ITTOとしては、これまでに違法伐採対策とFLEG向上のためのプロジェクトに700万ドル以上を支出し、直近の第39回理事会にて承認されたFLEG関連のプロジェクトの総額は500万ドル強

⑤マレーシア木材認証協議会（MTTC）による木材認証スキーム

●MTCCは'99年1月に発足。MTCCスキームは'01年10月から段階的アプローチで開始し、'05年からFSCの基準・指標をひな形として導入

●**現状**：認証森林面積は473万㌶、加工流通（CoC）認証は66企業・工場、輸出実績4万立方㍍（'05年9月末）

●汎アセアン木材認証イニシアティブも開始されたところ

⑥インドネシアの違法伐採の現状

●**現状**：世界最大の森林減少、過剰な木材加工産業、はびこる密輸業者、官吏の汚職と無法状態の蔓延

●**4大違法木材貿易ルート**：▽イリアン・ジャヤから中国、▽カリマンタンからベトナム、▽スマトラから半島マレーシア、▽カリマンタンからサラワク

●**イリアン・ジャヤから中国ルートでの役割**：▽インドネシア（ブローカーと安全担当）、▽マレーシア（伐採作業と流通手配）、▽シンガポール（貿易業者、船荷主）、▽中国・インド（輸出先）

⑦シベリアの環境破壊的な伐採と違法木材貿易

●**現状**：▽管理体制の欠如の結果としての破壊的な伐採の蔓延問題は、違法伐採問題へ、▽森林破壊による環境的・社会的損失は、歳入の減少へ、▽汚職の結果としての違法伐採問題が法律の施行という観点からの課題、▽中央集権の強化は地方での官吏の権力低下をもたらし汚職が蔓延

●**違法伐採の種類**：▽完全なる違法性（偽装された文書、または文書なし）、▽半分程度の違法性（積載量が文書通りではない）、▽伝統的な違法性（正式な文書を違法に入手）

●**違法貿易の種類**：▽完全なる密輸（極めて限定的）、▽税関への不正申告（樹材種）、▽税関への不正申告（実際の積載量）、▽賄賂によってニセの文書を発行

●**違法伐採の規模**：▽大規模（伐採権付与業者の違法行為）、▽中・小規模（伐採権付与業者や住民の違法行為）

2. 今次会合の評価

AFP4からの懸案事項であったAFPの組織のあり方及び意志決定の仕組みについて今次会合で合意に至ったことは、AFPの活動を今後さらに推進していく上で非常に大きな成果であった。特にその中で、これまで日本政府、インドネシア政府、CIFOR、TNCの4者が主導してきた役割を、今後は各パートナー等で構成される運営委員会が継承していくことを確認したことは、AFPが真の対等パートナーシップとして発展していくための大きなステップと言えるだろう。

また、政府、国際機関、NGO等からのAFPの関連活動に関する報告及び意見交換は、新たな情報及び様々な視点・角度からの分析を含む非常に貴重な内容のものであった。

なお、AFPでは今次会合の結果を含む活動報告を、'06年2月にニューヨークで開催される国連森林フォーラム第6回会合（UNFF6）にて行う予定である。

3. 次回の会合

'06年開催予定の第6回会合については、アジア地域の関連国際会議を活用して開催する方向で運営委員会にて調整されることとなっている。

◆AFP5の詳細は左記から入手可能
http://www.asiaforests.org/scripts_afp/

環境省が環境税案を公表――一世帯負担は月180円

環境省は'05年10月25日、同省としてまとめた環境税の具体案を公表した。'04年11月にも案を公表しているが、その一部改訂しての第2弾。

示された案では、課税対象を家庭・オフィス／事業活動（大口排出者）／電気事業者等、において使用される化石燃料とし、税率を1炭素トン当たり2400円、見込まれる税収を約3700億円としている。家計の負担は一世帯当たり年間約2100円（月額約180円）。一方、国際競争力の確保などに配慮した一定の減免措置も示されている。

税収の使途は全額を地球温暖化対策として、▽森林の整備・保全、▽自然エネルギー等の普及促進、▽住宅・ビルの省エネ化などに用いる。税の導入により、温室効果ガスを4300万炭素トン程度（'90年基準で3・5%程度）削減できるとしている。経済への影響は、GDP年率0・01ポイント減と見込んでいる。

◆

これに関連し、環境省は'05年11月末に環境税に関するアンケート調査を実施し、12月5日、結果を発表した（調査対象＝全国20歳以上の1442人）。

この中で、「二酸化炭素排出量に応じて皆が負担という環境税の考え方」について、「賛成」「どちらかと言えば賛成」が合わせて66%になった。

また、「世帯当たり月額180円の負担で対策に充てる環境税提案」を、「受け容れる」「どちらかと言えば受け容れる」が合わせて78%に上った。

子どもボランティアホームページ

文部科学省が、子どもたちと保護者向けに「子どもボランティアホームページ」を開設した。ボランティアについて易しく解説され、また子どもたちのボランティア活動の体験談も募集し、掲載される。

ページ項目には、「ボランティアってなに？」「こんなボランティア活動があるよ」「みんなのボランティア活動を教えて」「おとなの人に聞いてみよう」などがある。

http://kodomo.vo-mext.jp

中国乾燥地の緑化技術に関するシンポジウム、さまざまな事例を紹介

中国乾燥地での効果的な緑化活動に寄与するためのシンポジウム「中国乾燥地における緑化技術とその将来」（日本緑化工学会　乾燥地緑化研究部会主催）が、'05年12月10日、武蔵工業大学横浜キャンパスを会場に開かれた。

急速に砂漠化が進む中国では、乾燥地の環境修復が急務となっている。これまで様々な取り組みが行われる中で種々の緑化技術が生み出され、また失敗の経験も重ねられてきた。

日本の官・民による緑化協力も数多く行われてきているが、今回のシンポジウムではそれらの経験から得られた情報を相互に交換し、緑化技術の発展に活かすことが目的。会場には研究者、学生、NGO関係者や一般市民など約50名が参加した。

林野庁の山田壽夫計画課長（当時）は、わが国の中国における植林協力、特に砂漠化防止事業の概略と日中緑化交流基金（小渕基金）の位置づけについて説明した。海外林業コンサルタンツ協会の黄勝澤氏は、中国モウス砂漠西南端地域における植林事例の手法について述べた。NPOの呼倫貝爾（ホロンバイル）地域緑化推進協力会の福田道治会長は、同会が中国内蒙古最北部で行っている植林活動の手法を紹介。トヨタ自動車の国友淳子氏は、同社が協力する中国河北省豊寧満族自治県における植林共同事業について報告し、将来の持続可能性を含めた分析を披露した。この後、各講師が参加して総合討論が行われた。

タイで緑化や有機農業を推進

（特活）環境修復保全機構

専門性を生かした支援活動

住民と共に、荒廃した山林の再生を図る（タイ北部のナン県プア）

環境修復保全機構（三原真智人代表理事）の設立は2000年。'90年に行われたメコン河流域での調査研究活動に端を発し、連携を続けてきた東京農業大学、東京大学、東京農工大学など複数の大学間研究グループが、環境修復・保全に関する調査・研究の成果を現地に還元するために、市民団体として活動することを決意して創設した。特定非営利活動法人の認証取得は'02年。

アジア諸国の持続的発展に寄与することを目的に、▼環境修復・保全、▼自然資源の持続的利用、▼環境教育・啓蒙を活動の3本柱に据え、主にタイで活動している。会員数は約110名。東京に本部事務局、タイに東南アジア事務局を置いている。

子供たちも植林に参加

環境修復・保全に関する事業では、タイの3ヵ所で緑化関連事業を行っている。一つは北部チェンライに位置する傾斜地において、農業の土地生産性の維持と緑化の両立を目指したアグロフォレストリー導入の事業。裸地化が進み土壌侵食の被害が著しい棚畑を対象に、現地農家と協力してライチやランブータンなど果樹を中心に植えている。また、法面（のりめん）（勾配のある面）の緑化や土壌植被による土壌保全対策、有機肥料の推進などにも取り組んでいる。植林道具の配布やセミナーの開催などを通し、こうした取り組みへの農家の積極的な参加を図っている。

二つ目は東北部のプラユン（コンケンの近く）の塩害地において、持続的農業生産のための環境を構築する事業。開墾に伴う森林伐採が誘因となって深刻化している塩害は、地域の農家を苦しめている。さまざまな対策の組み合わせが必要になるが、有効な堆肥の施用方法など身近な技術を含む塩害対策パンフレットを作成配布したりセミナーを開催して、状況改善のための努力を支援している。また、耐塩性の樹種を植林して抜本的な環境修復を目指す取り組みも行っている。

三つ目は、北部のナン県プアの荒廃地での環境修復に向けた植林プロジェクト形成調査。この地区では火入れによる開墾が盛んに行われているが、雨期のスコールによる表土流亡や乾期の風食などの影響で土壌肥沃度は急激に低下し、数年で放棄され荒廃化した山林が点在している。そこで住民と協働して森林再生プロジェクトを実施するために、モデル地区での試験植林や、植生・土壌調査、聞き取り調査などを行っている。

一方、自然資源の持続的利用に関する事業では、環境保全型農業を推進する事業をタイとラオスで行っている。また環境教育・啓蒙に関する事業としては、タイ東北部で有機農業指導者の育成や農民のための堆肥づくりの指導などを行っている。

国内向けの活動としては、国際環境協力ワークキャンプの参加者を募り、タイの事業地で協働作業等を行うプログラムを実施している。また、タイ現地の教育支援の一環としての里親募金なども行っている。

◆

特別非営利活動法人 環境修復保全機構
〒195・0064　東京都町田市小野路町2987・1
TEL：042　736　8972
：042　734　1204
FAX：042　736　8972
Eメール：hq-erecon@nifty.com
URL：http://www.erecon.jp/

●FAO・2005年版世界森林白書（その3）

―世界の森林を取り巻く最近の情勢―

〈概要――③〉

木質エネルギーの経済的重要性

ここ十年間、再生可能なエネルギーの利用を促進する政策は、化石燃料など非再生可能なエネルギーへの依存軽減のためにも、また地球温暖化への対応策の一環としても重要性が増してきた。木質エネルギーは、途上国における20億人以上の人々にとって今も変わらず最も重要なエネルギー源である。再生可能エネルギーの利用促進の努力もあり、途上国では今後20年以上、依然として木質エネルギーの人気は高いだろう。「FAO・2005年版世界森林白書」（以下、白書'05）では、木質エネルギーの消費と生産を左右する複雑な経済の影響を考慮する必要性など、今後の計画や政策を開発する上で重要となる事柄を明らかにしている。白書'05ではさらに、各国が広範な政策目標や目的の達成に向け、木質エネルギー部門をどのように開発していくことができるかについても述べている。

林産物貿易における関税、非関税措置

森林の衰退と喪失に対する懸念から、政府や民間部門、国際組織に対し、「貿易と環境」間の衝突や相互影響、また特に持続可能な森林経営に対するそれらの関係に本気で取り組むようにとの圧力が強まっている。林産物の国際貿易は拡大状況にある。しかしながらそれは、産物、地域、国によってかなり異なる次のような種々の貿易措置により影響される。すなわち、輸入関税、輸出制限、技術上の製品規準、衛生・植物検疫上の基準、環境・社会上の規準（たとえば認証・ラベリング）などである。最近の国際協議の場において、貿易は持続可能な森林経営に正負双方の影響を持ち得ることが指摘され、したがって各国は貿易政策の影響効果について一層厳密に監視していくようにとの忠告がなされている。林産物の多様化を図る試みでは、途上国や経済移行国は、国内政策の開発と貿易ルールへの適合の両立を果たした他所の成功例を参考にしながら、何がその国にとってインセンティブとなるかを見きわめることが必要である。森林経営の認証や林産物のラベリングに関連した計画は、熱帯林産物などの市場アクセス・市場シェアについての不満がくすぶり続けているとはいえ、貿易と森林経営との間の相互作用の関係を改善しつつある。貿易措置は、特定の産物や市場状況に呼応して変更、修正が行われつつあり、その多くは世界的・地域的な貿易協定の境界内にとどまるものとなっている。森林分野における持続可能性への懸念から生じるこうした種々の事柄については、多国間環境協定での特別な貿易上の義務や、世界的・地域的貿易ルールと対照し、継続的に評価検討されていくことになるだろう。

森林と戦争、森林と平和

アフリカや中南米、南アジア、東南アジアで起きた大きな紛争についての認識から、白書'05では、なぜ森林地域で武力衝突が多発するのかを考察している。まず近年の武力紛争の特徴を明らかにし、森林との関連性を調べ、紛争後の状況に関連する諸問題を探り、そして行動のための方策を示している。

森林は、反乱兵たちが隠れ潜んで、活動資金源として貴重な自然資源を利用することができる隔離遮断された場所を提供する。反乱兵たちはまた、禁制作物の栽培や密輸など金になる違法行為に携わることもある。人々が武力に走る理由には、自然資源の支配権を手にするためであったり、軽視あるいは虐待されたと感じた故でのこともある。多くの場合、理由は時とともに形を変え、政治的、宗教的あるいは民族的な側面と、収入、富、地位、復讐、安定などへの欲望や特定の人間への忠誠心といった個人的動機とが結びついたものになってしまう。森林地域で平和を促進する取り組みにおいては、紛争が勃発する前にその火種を取り除くことから始めなければならない。武力紛争は森林に負と正両方の影響を与え得る。だが、かなりの森林を有する国々の場合の紛争後の状態はというと、ほとんど例外なくその資源は重大な危機に陥っている。平和のためには、山村森林地域におけるより良い統治と生活向上とに対する投資が不可欠である。それがすなわち暴力の温床となることを防ぐことになる。そうしてはじめて森林は、そこに依存するすべての人々の暮らしに社会的、文化的、経済的、環境的な貢献を果たすという本来の重要性を帯びることができる。

（完）

（編集部訳）

＜FAO2005年版世界森林白書 第II部から抜粋した図表＞

■森林部門評価額の地域別・副次部門別割合

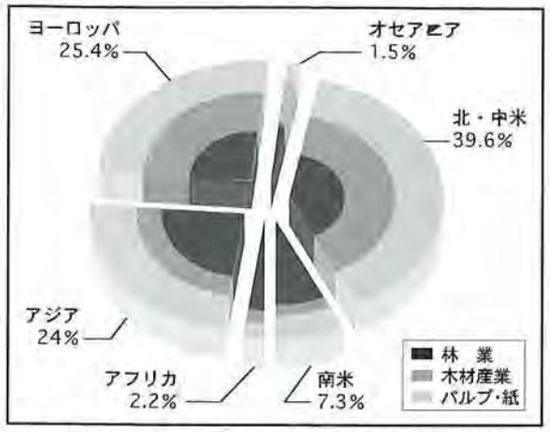

■森林部門合算の総評価額（2000年）

地域	林業	木材産業	パルプ・紙	計	GDPへの貢献度(%)
アフリカ	4,425	1,379	1,863	7,667	1.5
アジア	24,390	17,315	43,453	85,158	1.1
ヨーロッパ	14,457	30,222	45,111	89,790	1.2
北・中米	19,171	49,782	71,256	140,209	1.3
オセアニア	1,176	2,553	1,655	5,384	1.3
南米	13,156	3,328	9,304	25,788	2.1
世界	76,775	104,579	172,642	353,996	1.2

単位：100万USドル

■一次エネルギー供給全体に占める木質エネルギーの割合（2001年）

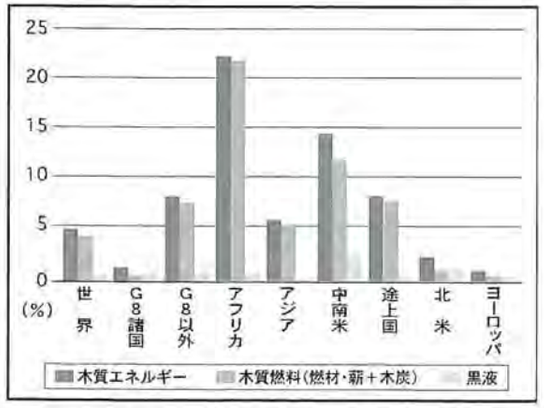

■認証森林の面積（1996～2004）

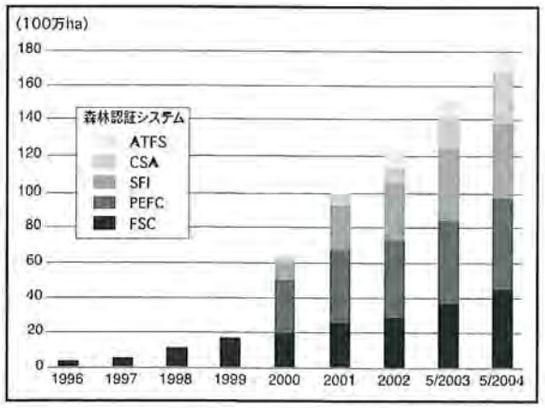

■OECD諸国で導入されている再生可能エネルギー推進措置

	オーストリア	ベルギー	デンマーク	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	アイルランド	イタリア	日本	ルクセンブルク	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スペイン	スウェーデン	英国	米国
研究開発	■	■	■			■		■	■	■	■	■				■		■
税制上の優遇策		■	■	■	■	■	■		■	■	■	■		■		■		■
助成付き貸付金	■	■			■	■	■	■		■	■	■		■	■			
資本の補助金	■	■	■			■	■	■	■			■		■	■	■		
原材料供給のための関税措置	■	■	■		■	■	■		■		■	■		■	■	■		
エネルギー税	■											■						
市場の自由化					■		■						■			■		■
情報宣伝活動	■	■		■				■		■	■	■					■	■
訓練				■			■	■				■	■					
規格化			■		■		■		■	■		■	■					
認証					■		■					■						

★白書05の原文は右URLから入手可―― http://www.fao.org/documents/show_cdr.asp?url_file=/docrep/007/y5574e/y5574e00.htm

ワールドレポート

●ソロモン諸島●
乱伐が進む森林、木材輸出の大半は日本へ

（特活）エーピーエスディ（APSD）代表理事　伊藤健治

ソロモン諸島と言われてピンとこなくても、ガダルカナルの名には馴染みを覚える人が多いのではないだろうか。パプアニューギニアの東南に位置するこの国は、九つの大きな島と1000以上もの無数の小島からなる島嶼国である。面積は約3万平方キロ、四国の約1・6倍に当たる。

民族紛争の様子

1500年代半ば、この国を発見したスペイン人メンダナは、ソロモン王の秘宝が隠された島を想像してこの名前を付けたという。それほど美しい同国の海と熱帯雨林が、訪れる者をまず魅了する。今は一見穏やかなイメージのソロモン諸島だが、第二次大戦の日米激戦地として歴史に残っている。現在の首都ホニアラのあるガダルカナル島とその沖での海戦は凄惨を極めたことで知られ、今なお国の至る所で戦争の爪跡が目にされる。また、未だ数千余の日本兵の遺骨がこの地に眠っており、毎年はるばる慰霊と遺骨収集に訪れる人も多く、日本との縁は決して薄くない。

終戦60周年、ソロモンの今

意外と知られていないことだが、1990年代後半から2000年にかけて、ソロモン諸島で民族紛争が勃発した。首都のあるガダルカナル州と最大人口を有するマライタ州との間で起きたこの争いは、開発の一極集中や土地支配を巡る軋轢という根深い問題をはらみ、急激に進む開発と伝統的な暮らしが折り合いを欠くようになった現実をはっきりと突きつけた。現在は国際機関の介入により元の落ち着きを取り戻しつつあるが、一度崩壊した治安の立て直しや、撤退した海外資本の呼び戻しなど、国状の本格的回復にはまだ時間を要す。

ソロモンの人口は約47万人。この四半世紀で2・5倍に増えている。うち約8割の人々は自給自足を基にした暮らしを営み、主にタロ、キャッサバ、ヤムなどの芋類を主食とする。大洋州の中でも肥沃な土地と水産資源に恵まれているため、こうした伝統的な暮らしが今なお息づいている。しかし、貨幣経済の浸透や食糧増産の必要などから、自然循環のバランスは崩れつつある。国土の88・8%を占める森林（FAO2000年世界資源評価）も、近年急速な減少傾向にある。商業伐採と、非持続的となった焼畑耕作は、豊かな熱帯雨林を危機に導くものとして、この国でも大きな問題になっている。

非難を浴びてきたアジア諸国での行き過ぎた森林伐採は、その対価として外貨を獲得して工業化を進め、皮肉にも今日の経済成長の牽引役となった。いわば自然の切り売りと引き換えに近代化を手にしたわけだが、こうしたアジアの森林に比べ、大洋州なかでもソロモン諸島の森林を取り巻く状況は異なる。経済発展の具体的な方策として国家（再生）計画が示せない今の国状では、一番簡単に手に入る「現金収入の手立て」として森林伐採は止まらない。近代化の生贄どころか、ただ消費するだけで森を失うことになりかねない。善しにつけ悪しきにつけ、開発から置き去りにされてきたソロモン。そこでの素朴な人々の暮らしを考えるとき、地域レベルの持続可能な開発

商業伐採で搬出される丸太

こそがこの国には求められる。その礎こそ自然資源、特に森林である。

'04年度の貿易輸出に占める木材の割合は70%に達し、その消費先の大半は日本である。EUの太平洋地域担当代表がソロモン諸島首相らとの会談で、「現在の森林乱伐がこのまま続けば、ソロモンの熱帯雨林は8～10年で消滅する」とコメントした。

昨年、第二次大戦終戦から60周年を迎えたが、その戦争の舞台となったソロモンは、今まさに復興そして自立に向け立ち上がろうとしている。この60年で高度経済発展を遂げた日本は、開発と環境の問題も含め、これから「終戦」を始めるソロモン諸島とどう向き合うべきだろうか。

「命の森」を守るために

ソロモンの人たちにとって森林は、作物をはじめとする食物、伝統的な薬（カスタム・メディスンと呼ばれる）、生活資材など、暮らしの必需品のほとんどを提供してくれる「命の森」である。

飛行機から見下ろすと、ソロモンの熱帯雨林の切実な現状がすぐ見て取れる。人口が集まる海岸沿いから内陸に向かって徐々に広がる森林は、焼畑によって年々失われていく。居住地から遠く離れた内陸部の森林は、商業伐採によってやはり加速度的に消えてゆく。氾濫を起こす川は土砂で濁り、海では珊瑚の白化が起こる。人々は環境の異変に薄々は気づいても、情報の不足から問題認識は乏しい。

森林とそこに生きる人々を守るための対策として提言したいのは、まず外国企業の無計画な森林伐採を取り締まる法整備を可及的速やかに行うことだ（'04年、森林法は否決され、伐採量は2倍に増加した）。もうひとつは、貧困放置から生じる環境破壊を防ぐため、地域開発支援を積極的に行うことである。

森林保全を進めることは緊急な課題である。だが、〝伐らないこと〟がすなわち森林を守ることではない。地域に住む人たちに必要な手当てを施し、持続可能に、最大限有効に森林資源を活かすという視点が必要である。

例えば、商業伐採などでは、木材運搬のために道路や港湾設備などのインフラが整備されるという側面がある。だから許可証を発行する際には、伐採後の地域開発についてきちんとした青写真を持ち、真に住民の生活向上に貢献できる実施計画を示す業者のみに限定するなどの措置が必要だろう。

また、私たちAPSDは、ソロモンで有機農業を核とした地域開発支援の活動を行っているが、伐採跡地に地域単位で運営する比較的規模の大きい定置型有機農業を推奨している。焼畑拡大を防止し、必要な食糧増産に対応するためである。

こうした草の根支援や国際協調の取り組みのもと、今後、クリーン開発メカニズム（CDM）の積極的な活用などを通し、熱帯雨林保全への経済的インセンティブを高めることも重要であろう。

ソロモン諸島中央銀行総裁は、「紛争前の経済状態に戻るにはあと20年必要」と述べている。その間にも、すぐ身近にある資源として森林は切り売られてゆく。

ソロモンの森林の現況に決して無関係ではない日本は、政府、商社など企業、そしてNGOの協働を促進し、総力で同国の森林保全のために力を尽くすべきであろう。近い将来、日本がソロモンの森林を失くしたと言われることのないように…。

センターの活動

CDM植林人材育成事業海外研修を実施

「CDM植林人材育成事業」の海外研修を、昨年10月30日から11月2日まで、ベトナム国ハノイで開催しました。ハノイ近郊の林業大学演習林での実習を含め、CDM植林の計画立案・実行に直接的に役立つ内容でした。講師は、早稲田大学森川靖教授、ベトナム国林業局ト次長など7名。研修生はベトナム国の森林科学研究所、林業局、林業大学職員とミャンマー林業省職員の計30名が参加しました。CDMに取り組むための有益な知識が得られたとの感想が寄せられました。

演習林での実習風景（ベトナム）

COP11・COP／MOP11でサイドイベントを開催

昨年11月28日から12月9日までカナダのモントリオールで、気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）、京都議定書第1回締約国会議（COP／MOP1）が開催されました。当センターでは会場内の一角で12月8日、「CDM植林の発展と見通し」と題するサイドイベントを開催しました。内外100名に及ぶ参加者に、CDM植林に関するわが国の取り組みなどを紹介しました。

冊子「砂漠化の防止と緑化活動」を作成

当センターでは昨年12月、日本郵政公社の助成により、冊子「砂漠化の防止と緑化活動」（A4判・カラー・16頁）を作成しました。岡山大学大学院吉川賢教授の執筆により、砂漠化が起こる原因、砂漠化の現状や影響、さらに乾燥地の緑化の意義や技術などについて、豊富な写真やイラスト、図表をまじえながら分かりやすく説明されています。

希望者は、140円切手貼付・宛名書きしたA4サイズ封筒を同封の上、センターまでお申し込み下さい（一人一部まで）。

地域住民森林管理実証調査事業の委員会を開催

「地域住民森林管理実証調査事業」アグロフォレストリー型の委員会を昨年12月12日に開催しました。本件調査事業は平成17年度で終了することから、委員会として最終取りまとめの方向と各委員の分担について議論を行い、これを踏まえて最終の現地調査に臨むことになりました。

COP11・COP／MOP11報告会を開催

昨年11月から12月にかけてモントリオールで開かれた気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）、京都議定書第1回締約国会議（COP／MOP1）の報告会を、当センター主催で1月10日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて開催しました。

講師には、政府代表団の一員として同会議に出席された林野庁の赤木利行森林吸収源情報管理官と清水俊二海外技術班担当課長補佐、日本大学法科大学院小林紀之教授をお招きしました。3人の講師から、会議の結果概要、CDM植林を巡る最近の動向、CDM植林サイドイベントについて報告があり、引き続き参加者との間で熱心な質疑応答がなされました。

人工林における天然更新技術に関する調査委員会を開催

「人工林における天然更新技術に関する調査」の委員会を1月17日に開催しました。各委員から今年度の調査結果の概要報告が行われ、また、最終年度となる今年度の取りまとめ方向が議論されました。この議論を踏まえ、最終報告書を取りまとめることとなりました。

吸収源CDM国際フォーラム開催のご案内

2月22日／国立オリンピック記念青少年総合センター

'05年11月28日から12月9日まで、カナダのモントリオールで気候変動枠組条約の第11回締約国会合（COP11）・京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）が開催されました。この会合では、京都議定書の運用ルールの正式採択、議定書遵守に関する手続きの確立、将来の行動にかかる対話プロセス開始の決定などが行われたほか、森林分野に関しては、小規模CDM植林の簡素化された方法論の採択、森林減少抑制努力の評価の仕組みの議論などが行われました。

今回のフォーラムでは、こうした議論の動向も踏まえながら吸収源CDMプロジェクトを現実のものとするために、CDM植林対象地を有する途上国政府の取組状況、具体的な方法論の紹介など、情報提供と意見交換を行います。多数の皆様のご参加をお待ちしています。

◆

日　時：　平成18年2月22日(水)　13：00〜16：00（開場12：45〜）
会　場：　国立オリンピック記念青少年総合センター（国際会議室）
　　＜東京都渋谷区代々木神園町3－1（Tel：03-3467-7201）＞
　　◎小田急線：「参宮橋」駅下車徒歩約7分　◎千代田線：「代々木公園」駅下車約10分
　　◎京王帝都バス：新宿駅西口（16番）、渋谷駅南口（14番）より、「代々木5丁目」下車
講　師：　＜調整中＞　林野庁、NGO、インドネシア林業省、学識経験者等
定　員：　100名
申　込：　電子メールにて氏名（フリガナ）・所属を明記し、soica@jifpro.or.jp（蘇）まで。定員に達し次第締め切ります。
その他：　同時通訳あり。参加費無料。

その他の情報

★緑の地球ネットワーク「2006春の黄土高原ワーキングツアー」

特定非営利活動法人「緑の地球ネットワーク」では、中国北部の黄土高原で、植樹や村人たちと交流を行うツアーの参加者を募集しています。

日程：3月25日(土)〜4月1日(土)
費用：一般＝17万5千円、学生＝16万5千円（関西空港発着）
　　◎成田発着は＋2万3千円
定員：30名
締切：2月15日（ただし定員になり次第締め切り）
訪問先：中国山西省大同市(北京経由)
　　(霊丘自然植物園／カササギの森／地球環境林センター／雲崗の石窟・万人坑見学等)

お問い合せ・申し込みは左記へ。

◆緑の地球ネットワーク
〒552-0012　大阪市港区市岡1-4-24 住宅情報ビル5階
電　話＝06-6576-6181
FAX＝06-6576-6182
Eメール＝gentree@s4.dion.ne.jp
URL＝http://homepage3.nifty.com/gentree/

基金へのご協力

熱帯地域の森林造成に役立てて欲しいと次のご寄付をいただきました。

◆かねか（株）（井上剛輔取締役社長）より、51万6400円のご寄付
◆富士通（株）（黒川博昭代表取締役社長）より、189万7380円のご寄付
◆（株）竹尾（竹尾稠取締役社長）より、30万円のご寄付
◆藤間剛様（森林総合研究所）より、2万6490円のご寄付
◆神谷洋様より、24万3888円のご寄付
◆リンベル（株）を通じた個人371名様より、91万1000円のご寄付

緑の地球
第16巻第1号（隔月発行）
平成18年1月31日発行
編集／緑の地球編集委員会
発行／(財)国際緑化推進センター
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
電話03(5689)3450 FAX03(5689)3360

個人、法人の賛助会員を募ります

かけがえのない地球を「緑豊かな地球」として未来に引き継いでいく——私どもの活動に積極的にご参加ください。

◆会　費：個人　1口　10,000円（毎年度）
　　法人　1口　100,000円（毎年度）

◆資　格：個人、法人、法人以外の団体、および地方公共団体

◆会員へのサービス
会員は、国際林業協力を推進するための情報提供、当センターが発行する出版物、および各種のサービスを受けることができます。

◆入会のお申込み先
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル
財団法人 国際緑化推進センター
電話／03-5689-3450　FAX／03-5689-3360

◆会費ご送金の方法
下記の銀行口座へお振込みください。
東京三菱銀行 春日町支店／普通口座 0496575
(財)国際緑化推進センター
理事長　塚本　隆久

熱帯林は毎年1230万ヘクタール減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に必要です。

財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受していこう」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のため次のような事業に取り組んでいます。

- ●これからの国際林業協力を担う人材の育成と確保
- ●海外の森林、林業などに関する技術・情報の収集・提供
- ●NGO・民間団体などが行なう国際林業協力活動に対する支援
- ●国際緑化に関する普及啓発および国際林業に携わる人たちの交流活動の推進
- ●海外での植樹活動についてのご相談、ご協力

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民の皆様、民間団体、企業などのご協力をお願いしています。

財団法人
国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360　E-mail：jifpro@jifpro.or.jp　URL：http://www.jifpro.or.jp/